

糸魚川市ガス事業譲渡及び  
上下水道事業包括委託

募集要項

令和7年10月3日

糸魚川市

## 目次

|                                                                                                                                                       |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 第1 募集要項の位置づけ .....                                                                                                                                    | 1 |
| 第2 4事業の概要 .....                                                                                                                                       | 2 |
| 1 4事業の名称 .....                                                                                                                                        | 2 |
| 2 公共施設等の管理者の名称 .....                                                                                                                                  | 2 |
| 3 事業の背景・目的 .....                                                                                                                                      | 2 |
| 4 ガス事業譲渡の概要 .....                                                                                                                                     | 2 |
| (1) 対象事業 .....                                                                                                                                        | 2 |
| (2) 譲渡資産 .....                                                                                                                                        | 2 |
| (3) 事業譲渡の時期 .....                                                                                                                                     | 2 |
| (4) 譲渡価格 .....                                                                                                                                        | 2 |
| (5) 譲渡資産における固定資産税・道路占用料 .....                                                                                                                         | 3 |
| (6) 埋設管路の取り扱い .....                                                                                                                                   | 3 |
| (7) ガス供給における権利承諾 .....                                                                                                                                | 3 |
| (8) 市の関与 .....                                                                                                                                        | 3 |
| 5 上下水道事業包括委託の概要 .....                                                                                                                                 | 3 |
| (1) 対象事業 .....                                                                                                                                        | 3 |
| (2) 対象施設 .....                                                                                                                                        | 3 |
| (3) 対象業務 .....                                                                                                                                        | 4 |
| (4) 事業期間 .....                                                                                                                                        | 5 |
| (5) プロフィットシェア .....                                                                                                                                   | 5 |
| (6) 事業方式 .....                                                                                                                                        | 5 |
| (7) 業務要求水準 .....                                                                                                                                      | 5 |
| (8) 提案上限価格 .....                                                                                                                                      | 6 |
| (9) モニタリングに関する事項 .....                                                                                                                                | 6 |
| (10) 許認可等の取得に関する事項 .....                                                                                                                              | 6 |
| (11) 法令等の遵守 .....                                                                                                                                     | 6 |
| 6 4事業における基本運営方針 .....                                                                                                                                 | 7 |
| (1) 4事業は、市民生活の基盤となるインフラ事業であることから、災害対応を含<br>め十分な安全対策や安定的な事業運営を行うこと。 .....                                                                              | 7 |
| (2) インフラサービスを受ける市民に対し、安全・安定的なサービス提供を行って<br>いくことを前提とし、地元事業者への配慮・育成など、地域に根差した事業運営<br>を行うこと。 .....                                                       | 7 |
| (3) ガス上下水道事業での市民サービスにおける、一体的な業務体制を維持する<br>こと。なお、4事業において効率性が認められる場合には、一体的な発注を心掛<br>けること。また、ガス水道工事は、これまで一体的な工事発注を行ってきたこと<br>を踏まえ、引き続き一体的な発注とすること。 ..... | 7 |
| 7 ガス事業譲渡における要請事項 .....                                                                                                                                | 7 |
| (1) 料金・お客様サービスについて .....                                                                                                                              | 7 |
| (2) 地元のガス関係企業等の処遇について .....                                                                                                                           | 7 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (3) 地域貢献、地元雇用について.....             | 7  |
| (4) 市が委託している検針業務に従事する検針員について ..... | 7  |
| (5) 市職員の雇用について .....               | 7  |
| (6) お客様に対する利便性の確保について .....        | 7  |
| (7) 行政との連携について .....               | 7  |
| 8 官民共同出資会社の概要 .....                | 8  |
| (1) 設立に関する事項.....                  | 8  |
| (2) 組織概要 .....                     | 8  |
| 9 市から官民共同出資会社への職員の派遣 .....         | 9  |
| 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....        | 9  |
| 1 募集及び選定方法.....                    | 9  |
| 2 募集及び選定スケジュール（予定） .....           | 9  |
| 3 応募者の参加資格要件等 .....                | 10 |
| (1) 応募者の構成 .....                   | 10 |
| (2) 共通の応募資格要件 .....                | 10 |
| (3) 応募企業、担当企業に求められる要件 .....        | 11 |
| (4) 参加資格確認基準日 .....                | 12 |
| (5) 参加資格を喪失した場合の取扱い .....          | 12 |
| 4 審査及び選定手続.....                    | 12 |
| (1) 現地見学会及び資料閲覧.....               | 12 |
| (2) 開示資料の貸与 .....                  | 12 |
| (3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表 .....    | 13 |
| (4) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付.....       | 13 |
| (5) 参加資格審査結果の通知.....               | 14 |
| (6) 対話等の実施 .....                   | 14 |
| (7) 提案内容審査 .....                   | 14 |
| (8) 審査結果の公表 .....                  | 15 |
| (9) 募集の取消し .....                   | 15 |
| (10) 提案書類の取扱い .....                | 15 |
| 5 優先交渉権者の選定方法.....                 | 15 |
| (1) 選定委員会の設置.....                  | 15 |
| (2) 審査方法 .....                     | 15 |
| (3) 審査結果の公表 .....                  | 15 |
| (4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し .....     | 15 |
| 6 優先交渉権者選定後の手続 .....               | 16 |
| (1) 基本協定の締結 .....                  | 16 |
| (2) 株主間協定の締結.....                  | 16 |
| (3) 官民共同出資会社の設立.....               | 16 |
| (4) 優先交渉権者による運営準備行為 .....          | 16 |
| (5) 契約の締結.....                     | 16 |

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| (6) 事業の開始.....                                  | 16 |
| 第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する<br>事項 ..... | 17 |
| 1 リスク分担の基本的な考え方 .....                           | 17 |
| 2 事業の実施状況のモニタリング .....                          | 17 |
| 3 保険.....                                       | 17 |
| 第5 その他事業の実施に関し必要な事項 .....                       | 18 |
| 1 実施に関して使用する言語及び通貨.....                         | 18 |
| 2 債務負担行為 .....                                  | 18 |
| 3 提案書類提出に伴う費用負担 .....                           | 18 |
| 4 連絡先及び情報提供 .....                               | 18 |
| (1) 連絡先 .....                                   | 18 |
| (2) 情報提供 .....                                  | 18 |

## 第1 募集要項の位置づけ

糸魚川市（以下「市」という。）は糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託募集要項（以下「募集要項」という。）に則り、ガス事業について事業譲渡するとともに、上下水道包括委託は、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施する。

募集要項と次に掲げる別添資料を合わせ「募集要項等」とする。

なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

### 【別添資料】

糸魚川市上下水道事業包括委託 要求水準書

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 基本協定書（案）

糸魚川市上下水道事業 包括委託仮契約書（案）

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 優先交渉権者選定基準

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 様式集

## 第2 4事業の概要

### 1 4事業の名称

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託

### 2 公共施設等の管理者の名称

糸魚川市長 久保田 郁夫

### 3 事業の背景・目的

市は、ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「ガス上下水道事業」という。）を公営企業として運営している。近年、これらの事業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少等に伴う需要・料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新需要の拡大・維持管理費の増加、耐震化等への対応、職員数の削減や職員の高齢化といった、事業を持続するために解決すべき多くの課題に直面している。ガス事業については、他エネルギーとの競争が激化しており、環境の変化に柔軟に対応し、顧客サービスの充実を迅速に図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、市では、令和6年度に、これらの事業のあり方について検討を行った。その結果、新たに「官民共同出資会社」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下3事業で「上下水道事業」という。）は「包括的民間委託（管理・更新一体マネジメント方式）」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていくことが望ましいとの結論に至った。

あり方検討の結果を受け、4事業を実施する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者のグループが選定された場合は、当該グループの各法人の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者のうち出資する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者のグループが選定された場合は、当該グループで出資する各法人の総称とする。以下「出資企業」という。）と市が設立した官民共同出資会社と、ガス事業の譲渡契約を締結するとともに、上下水道事業の包括的民間委託契約を締結し、4事業を実施することを計画している。

## 4 ガス事業譲渡の概要

### （1）対象事業

譲渡する事業は、市が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第7号に定める事業で市が経営する事業（以下「ガス事業」という。）の一切である。

ガス事業は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業に該当する。

### （2）譲渡資産

譲渡資産は、令和9年3月31日現在のガス事業の固定資産<sup>1</sup>（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部（現金・預金は除く）である。

ただし、市有地や行政財産の土地に立地する一部のガス設備等の資産については、土地を賃貸し、又は使用許可を付与する。

なお、ガス水道局庁舎は譲渡しないが、ガス水道局庁舎の一部については、市より行政財産の貸付を受けることで使用が可能である。詳細については、「第3 4（2）開示資料の貸与」より、別途開示する資料にて示す。

### （3）事業譲渡の時期

令和9年4月1日0時

### （4）譲渡価格

流動資産を除く譲渡価格は、307,000千円以上（消費税等相当額を除く。）とし、流動資産の譲渡価格は、令和9年3月31日の価格で精算することとする。

<sup>1</sup> 一部資産（青海事務所の庁舎利用権等）は対象外とする

(5) 譲渡資産における固定資産税・道路占用料

市は、譲渡対価の算定上一定考慮し、譲渡資産を対象とした譲渡後3年間の市固定資産税及び道路占用料相当額を譲渡金額から差し引くこととする。

なお、相当額は令和6年度末時点での試算数値を用いることとし、譲渡以降における実際の固定資産税及び道路占用料との差額は、精算しない。

詳細については、「第3 4(2) 開示資料の貸与」より、別途開示する資料にて示す。

(6) 埋設管路の取り扱い

市道に残置されている埋設管路がある場合、原則として譲受者が撤去するが、撤去困難な場合や、掘削による周囲への影響が大きい場合等のやむを得ない事情がある場合は、道路構造の保全、交通の危機防止のための措置等を講じたうえで、残置を認める。また、残置物件について、市は占用料等を徴収しないが、占用者が台帳等により管理することとする。

(7) ガス供給における権利承諾

市は、株式会社 INPEX JAPAN と「天然ガス売買基本契約書」とそれに付帯する各種覚書・確認書を締結している。本事業譲渡にあたっては、糸魚川市及び株式会社 INPEX JAPAN の合意によりこれらの契約、覚書及び付帯する一切の契約の当事者の地位を事業主体に承継する取り決めを締結することを予定している。

(8) 市の関与

ア 市は、円滑な事業承継に必要な期間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき、職員派遣を行う。

イ 市は、柔軟な企業活動を阻害しない範囲で、ガス事業を承継して運営する官民共同出資会社へ出資するとともに、事業状況の確認を行う。

ウ 市の出資比率、出資額の上限については、第2 8官民共同出資会社の概要にて示す。

エ 市は、事業譲渡日から3年後を目処に、官民共同出資会社におけるガス上下水道事業の一体運営や技術継承等の状況を確認し、上記イの継続の必要性を判断する。

オ その他ガス事業譲渡の円滑な実施のために必要な措置等について、公募の過程で、応募者と市の間で協議を行うこととする。

カ 市は、譲渡対象資産等に関して、一切の契約不適合責任は負わない。

## 5 上下水道事業包括委託の概要

(1) 対象事業

上下水道包括委託の対象事業は、ガス水道局で所管している次の3事業である。

ア 水道事業

イ 簡易水道事業

ウ 下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業）

(2) 対象施設

上下水道包括委託の対象施設は、市が整備し管理する水道施設、下水道施設の全てである。

ア 水道施設

水源、浄水場、配水池、管路など、全ての施設

イ 下水道施設

処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設

ウ 農業集落排水施設

処理場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設

エ 漁業集落排水施設

処理場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設

オ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽など、全ての施設

### (3) 対象業務

上下水道包括委託の対象業務は、以下に示す業務である。

#### ア マネジメントに関する業務

- ・ 水道施設技術マネジメント業務
- ・ 下水道施設技術マネジメント業務

#### イ 水道施設に関する業務

##### ① 水道施設管理業務

- ・ 運転監視業務
- ・ 保守点検業務
- ・ 水質検査業務
- ・ 調達管理業務
- ・ 情報管理業務
- ・ その他業務

##### ② 水道施設改築業務

- ・ アセットマネジメント計画（案）策定業務
- ・ 改築設計業務
- ・ 改築工事業務

##### ③ 水道事業各種調査・計画策定業務

- ・ 水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務

#### ウ 下水道施設に関する業務

##### ① 処理場施設等管理業務

- ・ 運転管理業務
- ・ 保守点検業務
- ・ 調達管理業務
- ・ 情報管理業務
- ・ 廃棄物等収集運搬業務
- ・ その他業務

##### ② 処理場施設等改築業務

- ・ スtockマネジメント（案）策定業務
- ・ 改築設計業務
- ・ 改築工事業務

##### ③ 汚水管路施設等管理業務

- ・ 計画的維持管理業務
- ・ 住民対応業務
- ・ 廃棄物等収集運搬業務
- ・ 情報管理業務

##### ④ 汚水管路施設等改築業務

- ・ スtockマネジメント（案）策定業務
- ・ 改築設計業務

##### ⑤ 下水道事業各種調査・計画策定業務

- ・ 下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画認可変更業務
- ・ 下水道経営戦略見直し業務
- ・ 不明水調査業務

#### エ 浄化槽に関する管理業務

##### ① 浄化槽管理業務

- ・ 浄化槽法第 11 条検査業務
- ・ 保守点検業務
- ・ 浄化槽法第 7 条検査業務
- ・ 小規模修繕業務



オ 料金徴収・窓口関係業務

- ・料金徴収業務
- ・窓口関係業務
- ・給水装置、排水設備に関する業務
- ・受益者負担金及び分担金に関する業務

カ システム保守業務

- ・下水道台帳作成業務
- ・マッピングシステム保守業務
- ・水道マッピングシステムデータメンテナンス業務
- ・料金システム保守業務
- ・下水道施設設備管理システム保守業務

キ 緊急時対応業務

- ・設備故障対応業務
- ・苦情対応業務
- ・地震時緊急点検業務
- ・非常配備業務
- ・その他、市からの協力要請による業務

ク 附帯業務

- ・官民共同出資会社の提案で市との協議を経て実施するシステム構築や遠方監視システム更新

ケ 任意業務

- ・優先交渉権者又は官民共同出資会社の提案による事業

(4) 事業期間

上下水道包括委託の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。

| 項目          | 予定                   |
|-------------|----------------------|
| 委託仮契約の締結    | 令和8年8月               |
| 委託契約の発効（予定） | 令和8年9月               |
| 事業実施時期      | 令和9年4月～令和19年3月（10年間） |
| 委託契約終了      | 令和19年3月              |

(5) プロフィットシェア

上下水道包括委託は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

なお、詳細については、委託契約書(案)等に規定する。

(6) 事業方式

上下水道包括委託の事業方式は、性能発注・長期契約（10年間）による管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）により実施する。

(7) 業務要求水準

上下水道包括委託を実施する上で官民共同出資会社が満たすべき業務の水準は「要求水準書」に定める。要求水準書は官民共同出資会社が具体的な実施方法等を提案する上で指針とするものである。なお、官民共同出資会社による業務開始後、官民共同出資会社の経験と創意工夫に基づく提案が現行の要求水準よりも優れていると判断された場合には、要求水準書の見

直しについて協議するものとする。

(8) 提案上限価格

上下水道包括委託の提案上限価格は、19,972,000 千円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

ア 見積にあたっての留意事項

① 水道施設管理業務

水道施設管理業務のうちの小規模修繕については、年間上限額を設定するため、提案時は上限額 300,000 千円として見積もること。また、調達管理業務については、上限額を設定するため、提案時は上限値 814,590 千円として見積もること。

② 水道施設改築業務

水道施設改築業務のうちの改築工事業務については、改築設計後に金額が確定するため、提案時は上限額 3,276,363 千円として見積もること。

③ 処理場施設等管理業務

処理場施設等管理業務のうちの小規模修繕については、年間上限額を設定するため、提案時は上限額 510,000 千円として見積もること。また、調達管理業務については、上限額を設定するため、調達管理業務のうち電力費は、提案時は上限額 1,100,000 千円として、電力費、薬品費を除く調達管理業務については、提案時は上限額 97,000 千円として見積もること。

④ 処理場施設等改築業務

処理場施設等改築業務のうちの改築設計業務については、ストックマネジメント修繕・改築計画策定後に金額が確定するため、提案時は上限額 364,544 千円として見積もること。また、改築工事業務については、改築設計後に金額が確定するため、提案時は上限額 4,415,453 千円として見積もること。

⑤ 污水管路施設等管理業務

污水管路施設等管理業務のうちの小規模修繕については、年間上限額を設定するため、提案時は上限額 140,000 千円として見積もること。

⑥ 污水管路施設等改築支援業務

污水管路施設等改築支援業務のうちの改築設計業務については、ストックマネジメント修繕・改築計画策定後に金額が確定するため、提案時は上限額 20,000 千円として見積もること。

⑦ 浄化槽管理業務

浄化槽管理業務のうちの小規模修繕については、年間上限額を設定するため、提案時は上限額 60,000 千円として見積もること。

⑧ システム保守業務

システム保守業務のうち、水道マッピングシステムデータメンテナンス業務については、上限額を設定するため、提案時は上限額 30,000 千円として見積もること。

(9) モニタリングに関する事項

市は、官民共同出資会社の業務実施状況についてモニタリングを行うものとする。

(10) 許認可等の取得に関する事項

上下水道包括委託実施に関し、許認可等の申請・届出は市が行うが、書類等の作成にあたって、官民共同出資会社は市を支援すること。官民共同出資会社が自ら行うべき申請・届出については、市は官民共同出資会社を支援する。

(11) 法令等の遵守

官民共同出資会社は、上下水道包括委託の実施に当たって、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

詳細については、要求水準書のとおりとする。

## 6 4事業における基本運営方針

官民共同出資会社は、ガス上下水道事業の一体的な経営を行うことにより、効率的な経営基盤を構築し、それによってガス・水道・下水道の持続的な安定供給を図るものとする。

また、「糸魚川市ガス上下水道事業における今後の官民連携のあり方について（提言）」（令和6年8月公表）の内容を前提として、次の事項を履行、遵守しなければならないものとする。

- (1) 4事業は、市民生活の基盤となるインフラ事業であることから、災害対応を含め十分な安全対策や安定的な事業運営を行うこと。
- (2) インフラサービスを受ける市民に対し、安全・安定的なサービス提供を行っていくことを前提とし、地元事業者への配慮・育成など、地域に根差した事業運営を行うこと。
- (3) ガス上下水道事業での市民サービスにおける、一体的な業務体制を維持すること。なお、4事業において効率性が認められる場合には、一体的な発注を心掛けること。また、ガス水道工事は、これまで一体的な工事発注を行ってきたことを踏まえ、引き続き一体的な発注とすること。

## 7 ガス事業譲渡における要請事項

### (1) 料金・お客様サービスについて

ガス料金は、原料費調整制度及びガス卸価格の変更による価格変動分を除き、事業譲渡後3年間は、現行の料金水準を上回らないようにすること。また、ガス小売事業及び一般ガス導管事業が連携・協力して運営することにより、業務の効率化を図り、現行のサービス水準・保安水準を維持・向上し安定的で安心できるガス供給に努めること。

### (2) 地元のガス関係企業等の処遇について

市の入札参加資格のあるガス本管工事業者について、譲渡後も工事を担当できる資格を付与するなどの措置を講じること。また、事業譲渡時のガス供給施設指定工事業者を指定工事店として認定し、優先的に発注するよう努めること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。

### (3) 地域貢献、地元雇用について

保安確保のため、ガス事業がその事業遂行において行ってきた地元事業者の活用や地元雇用を維持・拡大するように努めること。

### (4) 市が委託している検針業務に従事する検針員について

現在、市が検針業務を委託している検針員が希望するときは、業務委託等の継続について努力すること。

### (5) 市職員の雇用について

市職員で本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。

### (6) お客様に対する利便性の確保について

お客様からの相談等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、現状の利便性を更に向上させること。

### (7) 行政との連携について

ガス上下水道事業一体でのサービス提供の維持のため、平常時から行政との密接な連携、協力を図ること。ガス水道工事は、これまで一体的な工事の実施を行ってきたことを踏まえ、市、道路管理者等と情報交換を行う等、引き続き一体的な発注に努めること。

## 8 官民共同出資会社の概要

### (1) 設立に関する事項

#### ア 組織の設立

- ① 市と出資企業は、令和 8 年 7 月に会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として官民共同出資会社を設立する。
- ② 官民共同出資会社の運営に必要な人員については、出資企業が確保すること。その際、地域での新規採用等を通じて地元雇用の維持・拡大に努めること。

#### イ 組織の運営

- ① 市は株主としての官民共同出資会社への関与の方法等を定めるため、基本協定・株主間契約を締結する。
- ② 市は第 2 4 ガス事業譲渡の概要より、ガス事業の一切を官民共同出資会社へ譲渡する。
- ③ 市は第 2 5 上下水道事業包括委託の概要より、対象となる上下水道事業について、上下水道事業包括委託として官民共同出資会社に発注する。
- ④ 官民共同出資会社の経営については、出資企業が主体となって行うものとし、ガス事業によって得た収益と市から受託する上下水道包括委託のサービス対価を主な原資として経営する。市は上下水道包括委託のサービス対価を除き、その他費用は負担しない。

### (2) 組織概要

#### ア 商号

会社の商号は、出資企業が立案し、市と協議の上、決定する。

#### イ 主たる事業所

新潟県糸魚川市に置く。

#### ウ 資本金

出資企業の提案による。

#### エ 出資構成

- ① 出資割合は、市が 3～10%、出資企業が 90～97%を出資する。
- ② 市からの出資上限額は、50,000 千円程度を想定する。なお、出資金のうち、資本金への計上額については、出資企業の提案によるものとする。

#### オ 機関構成

- ① 官民共同出資会社は、取締役会及び監査役設置会社とする。
- ② 会計監査人を設置することとする。

#### カ 株式

- ① 官民共同出資会社は、すべての株式に譲渡制限を設けた譲渡制限会社とする。
- ② 市及び出資企業は、官民共同出資会社の設立の日から 10 年間、第三者への株式の譲渡を行わない。
- ③ 株式の譲渡承認は、市の承認を必要とする。

#### キ 業務領域

- ① ガス事業  
第 2 4 ガス事業譲渡の概要より、ガス事業の一切とする。
- ② 上下水道事業  
第 2 5 上下水道事業包括委託の概要より、上下水道事業包括委託の対象業務となる。

#### ク 従業員

官民共同出資会社の従業員としては以下を想定する。運営に必要な人員については、「③市の退職派遣者」の人数を勘案しつつ、「①新規採用」又は「②出資企業からの社員出向等」

について、出資企業が確保することとする。

- ① 新規採用（地元雇用等）
- ② 出資企業からの社員出向等
- ③ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づく市の退職派遣者

#### ケ 官民共同出資会社の資金調達

市は、官民共同出資会社が行う資金調達に対し、損失補償を行わない。

### 9 市から官民共同出資会社への職員の派遣

市は、一定期間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づく退職派遣制度により、業務の適切な引継ぎ及び市における災害等に対応するために必要な技術力を維持することなどを目的として、市と官民共同出資会社が別途取り交わす覚書（派遣職員の派遣期間、身分その他の労働条件の取扱い等について定めたものをいう。）に基づき、市職員を官民共同出資会社に派遣するものとする。派遣する市職員の職種、市から派遣することを想定する派遣人数、派遣期間等は、「第 3 4（6）対話等の実施」に規定される、対話等を通じて決定する。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件については、市の水準を基本とし、その費用については、官民共同出資会社の負担とする。

## 第 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定方法

4 事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）により行う。

なお、本プロポーザルにおける優先交渉権者は、「第 3 6 優先交渉権者選定後の手続」にて規定する、基本協定を市と締結する。加えて、出資企業は株主間協定を市と締結し、市と共同で官民共同出資会社を設立することで、官民共同出資会社の経営に関与することを想定している。

### 2 募集及び選定スケジュール（予定）

募集要項等の公表後のスケジュール（予定）は概ね以下のとおりである。

| 時 期                                         | 内 容                  |
|---------------------------------------------|----------------------|
| 令和 7 年 10 月 3 日（金）                          | 募集公告及び募集要項等の公表       |
| 令和 7 年 10 月 15 日（水）～<br>令和 7 年 10 月 21 日（火） | 現地見学会及び資料閲覧          |
| 令和 7 年 10 月 3 日（金）～<br>令和 7 年 10 月 31 日（金）  | 募集要項等に関する質問の受付       |
| 令和 7 年 11 月 14 日（金）                         | 募集要項等に関する質問への回答公表    |
| 令和 7 年 11 月 28 日（金）                         | 参加表明書、参加資格確認書類の受付締切り |
| 令和 7 年 12 月 5 日（金）                          | 参加資格確認結果の通知          |
| 令和 7 年 12 月 11 日（木）・12 日（金）                 | 対話の実施                |
| 令和 8 年 1 月 16 日（金）                          | 提案書類の受付締め切り          |
| 令和 8 年 2 月上旬                                | プレゼンテーション及びヒアリングの実施  |
| 令和 8 年 2 月中旬                                | 審査結果通知               |
| 令和 8 年 2 月下旬                                | 優先交渉権者選定及び審査結果の公表    |
| 令和 8 年 3 月                                  | 基本協定・株主間協定の締結        |
| 令和 8 年 7 月                                  | 官民共同出資会社の設立          |

|                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 令和 8 年 8 月            | ガス事業譲渡仮契約、委託仮契約の締結   |
| 令和 8 年 9 月            | ガス事業譲渡等に関する議案提出      |
| 令和 8 年 9 月            | ガス事業譲渡契約、委託契約の発効（予定） |
| 令和 8 年 10 月           | ガス事業譲渡譲受認可申請         |
| 令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 | 引継ぎ期間                |
| 令和 9 年 4 月            | 事業開始                 |

### 3 応募者の参加資格要件等

#### (1) 応募者の構成

- ア 応募者の形態は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- イ 応募グループの場合、参加資格要件を満たす者（以下「担当企業」という。）と、担当企業のうち官民共同出資会社への出資を行う者（以下「構成員」という。）で構成される。
- ウ 応募グループの場合、構成員の中から当該グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）1 者を定めることとする。
- エ 応募グループの場合、代表企業は、4 事業の応募に係る手続きのすべてを行う。代表企業以外の構成員が、代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。
- オ 応募グループの場合、担当企業数は任意とするが、4 事業の実施に関して、各担当企業が適切な役割を担う必要があることから、参加資格申請時において各担当企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- カ 応募グループの場合、構成員数は任意とするが、4 事業の実施に関して、ガス事業譲渡におけるガス事業、上下水道事業包括委託における維持管理業務、建設業務については、最低でも各 1 者の構成員が出資を通して、業務の責任を担う必要があるものとする。
- キ 4 事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）において、提出後から官民共同出資会社との事業譲渡仮契約、委託仮契約及び本契約締結までの間、代表企業の変更、構成員の変更及び追加は認めない。ただし、構成員の変更については、提案書の提出期限までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- ク 参加資格確認申請書の提出以降、応募企業、構成員又は担当企業は、同時に他の応募企業、構成員又は担当企業となることはできない。

#### (2) 共通の応募資格要件

- 応募企業、構成員又は担当企業は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ウ 糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 27 年糸魚川市告示第 41 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 4 事業の事業者選定支援業務受託者及び当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、4 事業の事業者選定に係る応募企業、応募グループの構成員又は担当企業となることはできない。4 事業にかかる市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。  
EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（東京都千代田区）  
株式会社 NJS（東京都港区）  
弁護士法人関西法律特許事務所（大阪市中心区）
- カ 「第 3 5（1）選定委員会の設置」にて規定する、糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託事業者選定委員会の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でないこと。

### (3) 応募企業、担当企業に求められる要件

応募企業又は担当企業は、ガス事業譲渡におけるガス事業を行う者、上下水道事業包括委託における維持管理業務を行う者、建設業務を行う者、計画・設計業務を行う者は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

#### ア ガス事業譲渡に係る応募資格要件

応募企業又はガス事業譲渡に係るガス事業の担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。なお、実績要件（以下項目のうち、①aを指す）については、応募企業又は担当企業が自ら実施した実績だけでなく、当該企業が、議決権付最大出資している会社実績についても認めることとする。

##### ① ガス事業

a ガス小売事業及び一般ガス導管事業の事業実績を有すること。

#### イ 上下水道事業包括委託に係る応募資格要件

応募企業又は上下水道事業包括委託に係る各業務の担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。なお、実績要件（以下項目のうち、①a b c、②a、③a bを指す）については、応募企業又は担当企業が自ら実施した実績だけでなく、当該企業が、議決権付最大出資している会社実績についても認めることとする。

なお、その他業務履行上必要とする法令、制度等で定めた資格、許可条件を、応募企業及び応募グループとして満たすことができ、かつ、それらを満たす従事者を業務実施場所に配置することとする。

##### ① 維持管理業務

維持管理業務の応募企業又は担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく水道施設の維持管理業務を、元請として平成 27 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- b 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく分流式の終末処理場の維持管理業務を、元請として平成 27 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- c 国内において、平成 27 年 4 月以降、DBO 方式（Design Build Operate）など設計・建設・運営を一体的に実施する事業の水道施設又は終末処理場の維持管理業務を、元請として 3 年以上継続して実施した実績を有する者であること。
- d 申請日において、糸魚川市業務委託等契約希望者名簿に登録されていること。

##### ② 建設業務

建設業務の応募企業又は担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a 国内において、平成 27 年 4 月以降、DBM 方式（Design Build Maintenance）又は DBO 方式（Design Build Operate）など設計・建設・運営を一体的に実施する事業方式にて、水道施設又は終末処理場の建設工事を、元請として施工し、引き渡した実績を有すること。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び更新工事も実績として認める。
- b 申請日において、糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程（平成 17 年糸魚川市告示第 10 号）に基づき対象工事の業種に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。

##### ③ 計画・設計業務

計画・設計業務の応募企業又は担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a 水道事業に係るアセットマネジメント及びポンプ場施設に係る実施設計業務を、元請として平成 27 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- b 公共下水道における下水処理施設に係るストックマネジメント及び実施設計業務を、元請として平成 27 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- c 申請日において、糸魚川市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成 17 年糸魚川市告示第 11 号）に基づき対象業務の業種に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。

(4) 参加資格確認基準日

応募企業又は応募グループは、上記第3 3 (1) から第3 3 (3) に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加資格確認申請書の提出締切日とする。

(5) 参加資格を喪失した場合の取扱い

応募企業又は応募グループの代表企業が、事業譲渡契約もしくは委託契約のうち、早い方の契約日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該応募企業並びに応募グループは失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認及び市が認めた場合については、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める場合がある。

#### 4 審査及び選定手続

(1) 現地見学会及び資料閲覧

市は、希望する者に対し、現地見学会及び資料閲覧の機会を設ける。申込方法等は、以下に示すとおりである。

ア 実施期間

令和7年10月15日(水)から令和7年10月21日(火)(予定)

① 希望者の希望日時を参考に市が調整、指定した日時とする。

② 参加者が多数の場合は、別途日程を設けて開催する場合がある。

イ 実施場所(予定)

参加者の希望する施設とする。

ウ 閲覧資料

参加者の希望する資料とする。

エ 受付期間

令和7年10月10日(金)午後5時まで

オ 申込方法

現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに「様式1-1 募集要項等公表に係る現地見学会及び資料閲覧参加申込書(以下「様式1-1」という。)」を「第5 4 (1) 連絡先」の連絡先へ電子メールにて送信すること。現地での資料閲覧を希望する場合は、受付期限までに「様式1-3 募集要項等公表に係る現地見学会及び資料閲覧・募集要項等公表時開示資料に関する誓約書(以下「様式1-3」という。)」を「第5 4 (1) 連絡先」の連絡先へ電子メールにて送信すること。

また、電子メールの提出件名は「糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 現地見学会及び資料閲覧参加申込書□□」(□□は提出者名)とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。

カ 留意事項

① 現地見学を希望する場所によっては、人数・車両数等に制限を設ける場合がある。

② 現地見学会に参加する者は、自ら募集要項等を持参することとする。

③ 現地見学会中の写真撮影、映像撮影は許可するが、誘導する市職員の指示に従うこと。

④ 開催日時は、別途電子メールにて通知する。

⑤ 閲覧を希望する資料によっては、閲覧準備に時間を要する等を理由として、現地見学会と別日にて資料閲覧の場を設ける場合がある。

(2) 開示資料の貸与

市は、希望する者に対し、開示資料の貸与を行う。申込方法等は、以下に示すとおりである。

ア 受付期間

令和7年10月17日(金)午後5時まで

イ 提出方法

「様式1-2 募集要項等公表時開示資料貸与申込書」及び「様式1-3」の記載事項を確認



の上、「第5 4（1）連絡先」の連絡先へ電子メールにて送信し、提出期限までに郵送等で送付すること。なお、「第3 4（1）現地見学会及び資料閲覧」にて「様式1-3」を提出済みの場合、「第3 4（2）開示資料の貸与」時は当該様式の提出を省略可能とする。

また、電子メールの提出件名は「糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 開示資料貸与申込書□□」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。

ウ 貸与方法

開示資料貸与申込書及び開示資料に関する誓約書を「第5 4（1）連絡先」の連絡先が受領後、速やかに、郵送等で送付する。

エ 第二次被開示者への開示方法

開示資料の貸与を受けた企業が、開示資料に関する誓約書記載の第二次被開示者に対して開示資料の全部又は一部を開示したときは、「様式1-4 第二次被開示者への資料開示通知書（以下「様式1-4」という。）」を開示後速やかに提出すること。

（3）募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

市は、募集要項等に関する質問を受け付け、回答を公表する。質問書の提出方法等は、以下に示すとおりである。

ア 受付期間

令和7年10月31日（金）午後5時まで

イ 提出方法

募集要項等に関して質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、「様式1-6 募集要項等に関する質問書（以下「様式1-6」という。）」に記入の上、「第5 4（1）連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、電子メールの提出件名は「糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 質問書□□」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、「第5 4（1）連絡先」の連絡先まで電話により受信確認を行うこと。

ウ 質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、市のホームページにおいて公表する。

なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

エ 質問書に対する回答予定日

令和7年11月14日（金）

（4）参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、様式集に記載する方法に従い作成した参加表明書、参加資格確認申請書等を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書等を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

ア 受付期間

令和7年11月28日（金）午後5時まで

イ 提出方法

様式集に従い、参加資格確認申請に関する提出書類を事前に電子メールにて送付の上で、提出期限までに到着できるよう持参若しくは郵送等で送付すること。

また、電子メールの提出件名は「糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 参加資格確認申請書□□」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、

担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、「第5 4 (1) 連絡先」の連絡先まで電話により受信確認を行うこと。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を応募者に通知する。通知については、令和7年12月5日(金)を予定している。

(6) 対話等の実施

対話は、参加資格審査を通過した応募者に対し、市が求める要求水準について応募者の理解度を測り、それを深めることで市の意図する提案を得ることを目的とし、市からの指導や助言等はしない。また、対話内容としては、原則「第3 4 (6) ウ対話内容」に記載の内容とし、募集要項等の変更を伴う事項は想定しない。対話の実施要領等は下記のとおりである。

ア 実施期間

令和7年12月11日(木)から令和7年12月12日(金)(予定)

イ 提出書類

参加資格審査後、応募企業又は代表企業に通知する。本対話に参加を希望する者は、「様式2-5 対話参加申込書」に記入の上、「第5 4 (1) 連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出すること。

また、電子メールの提出件名は「糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 対話参加申込書□□」(□□は提出者名)とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、「第5 4 (1) 連絡先」の連絡先まで電話により受信確認を行うこと。

ウ 対話内容

対話内容としては以下を設定する。

- ・ 職員派遣における市の詳細計画、事業者側の具体的な人員計画について
- ・ 職員派遣に対する応募者からの要望事項
- ・ 地元企業への発注方法(要求水準書P8及びP10)について

エ 留意事項

対話の実施内容については審査に反映しない。

対話の内容について公平性の観点から応募者全員に周知すべき事項として市が判断した場合、各応募者に共通の内容を個別に通知する。ただし、応募者の予定する提案内容や特殊な技術、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、共通の通知対象としない。

(7) 提案内容審査

参加資格があるとされた者は、様式集に記載する方法に従い作成した提案書類を提出する。提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

提案内容に係る審査に当たっては、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施されと見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

審査の過程において、委員会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

市は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ア 受付期間

令和8年1月16日(金)午後5時まで

イ 提出方法

様式集に従い、提案書に関する提出書類を事前に電子メールにて送付の上で、提出期限までに到着できるよう持参若しくは郵送等で送付すること。

また、電子メールの提出件名は「糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 提案書□□」(□□は提出者名)とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mail アドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、「第5 4 (1) 連絡先」の連絡先まで電話により受信確認を行うこと。

(8) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(9) 募集の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続において、応募者がいない、又はいずれの応募者も効率的かつ効果的であると合理的に認められない等の理由により、市が4事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、募集を取り消すことがある。この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(10) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、4事業の公表及びその他、市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

## 5 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置された糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行い、その報告を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

【糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託事業者選定委員会】

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 委員長  | 加藤 裕之（東京大学大学院工学系研究科准教授）           |
| 副委員長 | 難波 悠（東洋大学大学院経済学研究科教授）             |
| 委員   | 布目 剛（公認会計士、総務省経営財務マネジメント強化アドバイザー） |
| 委員   | 保坂 史子（糸魚川信用組合）                    |
| 委員   | 北村 雄一（糸魚川市経済団体連絡協議会）              |
| 委員   | 猪又 悦朗（糸魚川市産業部）                    |

(2) 審査方法

審査では、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。詳細は優先交渉権者選定基準に示す。

(3) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が上下水道包括委託を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## 6 優先交渉権者選定後の手続

### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業譲渡契約・委託契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

### (2) 株主間協定の締結

市と出資企業は、募集要項等及び提案書に基づき、4事業の実施に必要な事項について協議を行い、株主間協定を締結する。

### (3) 官民共同出資会社の設立

市と出資企業は、事業主体となる官民共同出資会社として、令和8年7月に、会社法に規定する株式会社を糸魚川市内に設立する。

なお、4事業の実施期間中は官民共同出資会社の本社所在地を糸魚川市外に移転させないものとする。

### (4) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と、4事業の運営を円滑に開始するための協議を行う。

### (5) 契約の締結

市と官民共同出資会社は、基本協定書の内容に従い、速やかに契約を締結する。

なお、市は、委託仮契約書（案）の修正には、原則として応じない。

### (6) 事業の開始

官民共同出資会社は、基本協定書に定める事業開始日に4事業を開始する。

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項  
本章では、「上下水道包括委託」を対象に、民間事業者の責任の明確化に関する事項を整理する。

#### 1 リスク分担の基本的な考え方

上下水道包括委託に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、契約等に特段の定めのない限り、官民共同出資会社が負うものとする。詳細については、「委託仮契約書(案)」に示す。

#### 2 事業の実施状況のモニタリング

官民共同出資会社が契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、官民共同出資会社の財務状況を把握するために、官民共同出資会社によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、官民共同出資会社に対して改善措置等を求めるものとする。その際、官民共同出資会社のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は官民共同出資会社に代わり、上下水道包括委託を実施することもある。その場合にかかる費用は、官民共同出資会社に求めることができるものとする。なお、モニタリングの主な対象は上下水道事業包括委託を想定しており、詳細については、「委託仮契約書案(案)」、「要求水準書」に示す。

#### 3 保険

官民共同出資会社は、上下水道包括委託期間中、必要な保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、官民共同出資会社が保険加入に代替する措置を取ることを認める。詳細については、「委託仮契約書(案)」に示す。

## 第5 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 実施に関して使用する言語及び通貨

4 事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

### 2 債務負担行為

必要な予算措置については、令和7年第4回糸魚川市議会定例会において、債務負担行為の設定に関する議決を得ている。

### 3 提案書類提出に伴う費用負担

提案書類提出に係る費用については、全て応募者の負担とする。

### 4 連絡先及び情報提供

#### (1) 連絡先

|                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 糸魚川市ガス水道局<br>住所：〒941-0056 新潟県糸魚川市一の宮 1-3-5<br>TEL：025-552-1540 FAX：025-552-0550<br>E-Mail：gas@city.itoigawa.lg.jp |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 情報提供

4 事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

糸魚川市ホームページ

(<https://www.city.itoigawa.lg.jp/>)